

住民票などの申請方法が変わります

住民基本台帳法が改正され、六月一日から住民票の閲覧や住民票の写しの交付を制限しています。これまでは、だれの住民票でも自由に交付申請できましたが、この住民票などでプライバシー問題が多発しているため同法が改正されたのです。改正内容は、住民票の写しの交付申請に印鑑が必要になったこと、その使いみちを記入しなければならなくなったこと、住民票の様式が変わったことなどです。

住民票の交付申請には

印鑑、使いみちを明記

住民票の写しを交付申請するときには、押印や住民票の使いみちを申請書に記入してもらおうことになりました。

◆住民票の写しの交付申請方法

市民課、花矢支所、十二所出張所の窓口にある「住民票・転出証明等交付申請書」に次の事項を記入してください。

・申請者の住所、氏名、印鑑

住民票の交付申請を家族以外の第三者の方に依頼したときには、両者の印鑑と依頼した方の同意書（申請書の裏面）が必要です。

・住民票の使いみち

本人及び同一世帯の方が申請するときや、弁護士、司法書士などが職務上請求するときには使いみちを省略することができですが、第三者が交付請求するときには、住所、氏名、関係、使いみちを明記してください。

住民票の閲覧を限定

住民票を閲覧できる内容は、住所、氏名、生年月日、性別などに限定され、戸籍の附票の閲覧はできません。なお戸籍の附票の写しを申請するときは、住民票の交付申請と同じ方法となります。

住民票の様式も

変わります

いままでは、住所、氏名、生年月日、本籍、続柄などを記入したものを住民票の写しとして交付していましたが、個人プライバシーを守るため、住民票の様式も変わり、世帯主、続柄、本籍、戸籍の筆頭者の四項目を除いたものを住民票の写しとして交付します。

しかし、住民票の使いみちによって、この四項目も記載された住民票を必要とするときには、具体的な使いみちを記入の上、交付申請をしてください。ただし、その使いみちによっては交付できないこともあります。

各種申請には

印鑑をお忘れなく

戸籍の謄本・抄本・戸籍の附票の交付申請、各種異動届などには、

昭和	年	月	日
必要なもの	住民票の写し (一部) 2枚	全員	2枚
	削除された (一部) 住民票写し (全員)		2枚
	記載事項証明		1枚
	年金現況証明		1枚
	諸証明		1枚
	外国人登録証明		1枚
	埋火葬改葬許可		1枚
	閲覧	世帯	1枚
	住居表示 (土地区画)		1枚
	山形手帳		1枚
	転出証明書		1枚

すべて印鑑を使いますので必ずご持参ください。また印鑑証明書の交付申請には「印鑑登録証」をお忘れなく。

◆諸証明の手数料

- ・ 戸籍謄本、抄本 一通三百円
- ・ 住民票の写し 一枚 百円
- ・ 戸籍の附票の写し 一枚 百円
- ・ 印鑑証明 一枚 百円
- ・ 印鑑登録証の交付 一枚 百円
- ・ 身分証明 一枚 百円

◆住民票や戸籍、印鑑登録などについてのお問い合わせは、

市民課 (内線236、238)、
花矢支所 (☎46、2212)、
各出張所へ。

住民票・転出証明等交付申請書

大館市長殿 (同一世帯以外の場合は本人の同意書が必要です)

昭和 年 月 日

必要なもの

① 必要なもの (一部) 2枚

② 全員 2枚

③ 削除された (一部) 住民票写し (全員) 2枚

④ 記載事項証明 1枚

⑤ 年金現況証明 1枚

⑥ 諸証明 1枚

⑦ 外国人登録証明 1枚

⑧ 埋火葬改葬許可 1枚

⑨ 閲覧 世帯 1枚

⑩ 住居表示 (土地区画) 1枚

⑪ 山形手帳 1枚

⑫ 転出証明書 1枚

あなたの住所 大館市 中城1

あなたの氏名 秋田 一郎

必要な人の住所 大館市 中城20

必要な人の氏名 大館 花子

世帯主 大館 太郎

必要な人の関係 本人、夫、妻、子、孫、父、母、祖父、祖母、その他 (友人)

続柄本籍の必要な場合は にレをつけて下さい。

続柄、本籍

使いみち、提出先等 (具体的に記入して下さい)

◎ 普通免許申請のため

受付 世帯番号

印 偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、5万円以下の過料に処せられます。プライバシーの侵害につながるような、不当な請求には応じられません。(住基法44条)

◆住民票の写しを第三者が交付申請するときの記入例

①—窓口に来られた方の住所、氏名、押印 ②—住民票を必要な方の住所、氏名、世帯主を記入 ③—具体的な使いみちを記入 ④—世帯の全員か世帯の一部かに○をし、必要枚数を記入してください。

※裏面の同意書には依頼した方の住所、氏名、押印してください。

市長の対話ノート

新成人に贈る



No.137

成人おめでとうございます。社会的に認められた大人ですから、高い誇りと責任をもっていただきたいと存じます。

私たち人類は、これまで自分だけの幸福や自国だけの平和があるものと思いき、そのみを追求してきました。ところが、そんなことはありえないというところを知るまで、余りにも多くの時間と犠牲を払ってきました。

しかし、今からでも遅くはありません。周りの幸福の中に自分の幸せがあり、世界の平和の中にこそ自国の平和が成り立つのです。そのために私たちは、いま何をしなければならぬのかをしっかりと考え、現実なものをつかみ行動しなければなりません。何もしなければ何も起こらないのではなく、何かをしなければ生き残ることのできない社会だからです。

だからといって焦る必要はありません。人生八十年の時代ですから一年一日の如く、確実に休む事なく前進しなければなりません。「明日を見つめて(希望をもって)、今日ひたすらに(日々の努力を)」、皆さんの人生に限りない発展を祈念申し上げます。

迎える二十一世紀はあなたたちのものです。私たちはあなたたちにつかりバトンタッチいたします。責任と自信をもって、たくましく、大きく、輝かしい世紀をつくりあげてください。

留山 健治郎